

2025年2月1日

古川ガス株式会社

液化石油ガス法改正に関する取組宣言について

古川ガス株式会社は、液化石油ガス法の省令改正の施行を踏まえて、法令を遵守し下記の商慣行見直しに向けた取組みを宣言いたします。

(1) 過大な営業行為の制限

1. 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

(2) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の明示
2. LP ガス消費と関係のない設備費用の料金への計上禁止
3. 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

(3) LP ガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅の場合、入居前に LP ガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じます。

1. 入居希望者への LP ガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
2. 入居希望者から弊社に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じること

施行時期

上記 (1) 及び (3) : 2024 年 7 月 2 日施行

上記 (2) : 2025 年 4 月 2 日施行